

## 北海道札幌高等養護学校部活動指針

## 1 基本方針

本校の部活動は、生徒の生きる力を育成し、潤いのある豊かな学校生活を実現する教育活動の一環として位置付ける。また、部活動を通して、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。さらに、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、生徒自身の個性や能力の伸長を図り、将来の生きる上での自信につながるものである。

また、教員が部活動指導に過度の負担を感じることなく、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。

## 2 教育活動の一環としての位置付け

## (1) 学習指導要領の位置付け

## 第1章 総則 第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

## 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

(13) 生徒の自主的・自発的に参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

高等学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第6節保健体育で部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことが示されている。

## (2) 部活動の教育的意義と役割

学校教育の一環として行われる部活動には、次のような様々な意義や効果をもたらし、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たす。

- ア スポーツや文化、情報活動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化的ライフを継続する資質や能力を育てる。
- イ 体力の向上や健康の増進、生活習慣の確立につながる。
- ウ 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付いたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
- エ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- オ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- カ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、ホームルームや学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

## 3 部活動での効果的な指導

(1) 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で部活動の目標、指導の在り方を考える。

ア 部活動は、顧問の教員の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられるが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、各活動の運営、指導が顧問の教員に任せきりにならないようにする。

(2) 顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、地域等での優れた指導者を有する外部指導者との連携や協力の確保が重要である。

ア 部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動であることから、外部

指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整と相互に情報を共有することが必要である。

(3) 部活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定する。

ア 部活動は、学校教育の一環として行われるものだが、生徒の自主的、自発的な参加によるものである。好きなスポーツや芸術の技能を高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツや芸術に親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見付けたい等、様々な目的や目標がある。顧問の教員の一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討し、設定することが必要である。

イ 年間を通したバランスのとれた活動への配慮

生徒が、部活動に活発に取り組む一方、多様なものに目を向けて学校生活を送り、バランスのとれた心身の成長を図ることができるよう配慮すること。また、練習に当たっては、休養日なく練習したり、長時間練習したりすることを避け、計画的にプログラムを立て、より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること。

#### 4 実際の活動での効果的な指導

(1) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

ア 科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施

イ 生徒が主体的に自立して取り組む力の育成

ウ 生徒の心理面を考慮した肯定的な指導

エ 生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導

オ 指導者と生徒の信頼関係づくり

カ 上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

キ 事故防止、安全確保に注意した指導

(2) 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とを区別する。

ア 指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰の禁止。

イ 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為の禁止。

#### 5 適切な休養日等の設定

(1) 部活動休養日の実施

ア 毎週1日以上は、休養日を実施すること（年間52日以上）

イ 月に1日以上は、土曜日・日曜日又は祝日に休養日を実施すること（年間12日以上）

ウ 学校閉庁日は部活動休養日とすること（夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日）

エ 上記を基本に1年の1/5以上の休養日を実施すること

$$365 \text{ 日} \times 1 / 5 = 73 \text{ 日}$$

$$\text{週} 1 \text{ 日} 52 \text{ 日} + \text{月} 1 \text{ 日} 12 + \text{学校閉庁日} 9 \text{ 日} = 73 \text{ 日}$$

※休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わないこと

※大会やコンクール等の前で、やむを得ず部活動を行う場合（※4）は、代替の休養日を実施する。

(2) 部活動の活動時間

ア 平日は2～3時間程度で終了すること（生徒の最終下校時刻を設定）

イ 土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、次の※3、※4に該当する場合を除き、半日程度で終了すること

※大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合

※高体連、高文連、高野連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合

### (3) 休養日の下限及び活動日の上限

#### ア 休養日の下限

(ア) 学期中は、平日に週 1 日（年間 52 日）以上、週末又は祝日に月 1 日（年間 12 日）以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日（年間 9 日）を休養日とし、年間 73 日以上を休養日とする。

(イ) 長期休業日中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

#### イ 活動時間の上限

(ア) 1 日の活動時間は、長くとも平日では 3 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は 4 時間程度とし、1 週間の活動時間は、長くとも 16 時間程度とする。

## 4 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動顧問会議（以下、顧問会議という）

ア 部の活動、運営に関する内容を協議する。

イ 部活動規約の改正などの重要事項について協議する。

ウ その他部活動・同好会に関することについて、必要に応じて協議する。

### (2) 部活動担当係（以下、係という）

ア 生徒指導部に担当係を置く。

イ 代表者会議の運営等、必要に応じて招集などを行う。

ウ 活動日の集約、部員の把握、寄宿舍への連絡調整、職員朝会での連絡等を行う。

### (3) 顧問等指導体制

ア 部活動顧問は、本校職員とする。外部の指導者やコーチは顧問の補助を行う。

イ 顧問は複数名の配置とする。

### (4) 「部活動等に係る相談・要望の窓口」の設置

・ 校内に「部活動等に係る相談・要望の窓口」を設置する。

・ 連絡先：〒札幌市手稲区手稲前田 485-3

TEL 011-685-7744 FAX 011-685-7745

e-mail 716620sky@ml.hokkaido-c.ed.jp

・ 担当：教頭

平成 31 年 4 月 1 日施行

令和 4 年 7 月 1 日改定